申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 地域政策課

許認可等の内容		とちぎ市民活動推進センター利用の承認
根拠法令等及び条項		とちぎ市民活動推進センター条例第7条
標準処理期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定
		令和 3年 4月 1日最終変更
	標準処理期間	
	根拠条項	とちぎ市民活動推進センター条例第7条、第8条
		とちぎ市民活動推進センター条例施行規則第2条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定
		令和 3年 4月 1日最終変更

【 基 準 】とちぎ市民活動推進センター利用承認の基準

- 1 とちぎ市民活動推進センター利用申請に対する承認(条例第7条)
- (1) センターを利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 市長は、必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付すことができる。
- 2 とちぎ市民活動推進センター利用承認基準(条例第8条) 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しない。
- (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、付属設備等(以下「施設等」という。)を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) センターの設置目的に反する利用がなされると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障を来すおそれがあると認められるとき。
- 3 とちぎ市民活動推進センター利用承認基準(施行規則第2条) 条例第4条に規定する者でとちぎ市民活動推進センターの施設、付属施設等を利用しようとするものは、とちぎ市民活動推進センター登録申請書を市長に提出して、とちぎ市民活動推進センター登録証の交付を受けなければならない。

審査基